

大阪市告示第919号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東淀川屋内プール トレーニング場	令和7年7月22日（火）	午後3時45分から 午後6時45分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）